

## 第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭愛媛県実行委員会総会傍聴要領

第1条 第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭愛媛県実行委員会総会を傍聴しようとする者は、開催日前日（前日が閉庁日の場合はその前日）の午前中までに、電話又はメールにより、愛媛県観光スポーツ文化局文化振興課国民文化祭推進室まで申し込まなければならない。

第2条 傍聴の定員は5名とし、受付は先着順とする。

第3条 知事が会場の秩序維持のため、その他必要と認めるときは、傍聴人数を制限することができる。

第4条 次の各号の一に該当する者は傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険と認められる物品を所持する者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 旗、のぼり、ビラ、掲示板、プラカード等名目の如何を問わずこれらのものを所持する者
- (4) その他会場の秩序維持のため必要を認める者

第5条 傍聴人は次の各号の事項を厳守しなければならない。

- (1) 会場では静粛にすること。
- (2) 会場をみだりに出入りしないこと。
- (3) 会議の言論に対し、批評又は可否を表し、或いは拍手等の行為をしないこと。
- (4) 会場において、喫煙又は飲酒をしないこと。
- (5) 会場において、携帯電話等の使用をしないこと。
- (6) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、知事の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の進行を妨害するような行動をしないこと。

第6条 傍聴席が騒がしいため、会議の運営が困難と認められるときは、知事は全ての傍聴人に退場を命ずることができる。

第7条 傍聴人がこの要領に違背し、知事又は国民文化祭推進室員の指示、注意若しくは制止に従わないときは、知事は退場を命ずることができる。

第8条 傍聴人は退場を命じられたときは、直ちに静粛に退場しなければならない。また第6条及び第7条により退場を命じられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。

### 附 則

この要領は、令和8年5月22日から施行する。